

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	株式会社はな保育
主たる事務所の所在地	名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 伊藤忠丸の内ビル8F
法人等種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 加藤義人
電話番号	052-212-7525

第 2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	はな保育園じょうしん駅前
施設の所在地	名古屋市西区城西4丁目18番13号
施設長氏名	小椋 和保
連絡先（電話）	052-521-2050
連絡先（FAX）	052-521-2051

第 3 施設の目的・運営方針

はな保育園じょうしん駅前（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- （１）当園は、ひとりひとりの発達状況や個性に合わせた保育を行います。
- （２）子どもたちが大切にされていることを実感し、安心してすごせる環境を整えます。
- （３）家庭的な雰囲気の中で生活することで安心してすごせる環境を提供します。

第 4 施設・設備等の概要

（１）施設

敷 地	敷地全体	618.71㎡
	屋外遊戯場	189.01㎡
園 舎	構造	R C造
	延べ面積	397.96㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1室	
ほ ふ く 室	1室	
保 育 室	4室	2歳児クラス、3歳児クラス、4歳児クラス、 5歳児クラス
調 理 室	1室	

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2号認定子ども		30人
3号認定子ども	満1歳以上	24人
	満1歳未満	6人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
保育士	12	12	3	
保育従事者	0	0	0	
調理員	3	1	2	
嘱託医及び嘱託歯科医	2	0	2	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	9：00～18：00	
保育士	早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 10：30 ～ 19：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日 及び勤務時間帯は異なります。	
保育従事者	9：00～18：00	
調理員	8：00～17：00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土			
開所時間 (延長保育)	2・3号	平日	7：30 ～ 18：30（～19：30）		
		土曜日	7：30 ～ 18：30（～19：30）		
		日曜日・祝日	休園日		
		コア時間	8：30 ～ 16：30		

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20 条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当園の保育理念
- ・自分らしく生きる
- (2) 当園の保育の目標
- ・自分を大好きな子
 - ・すべての命を大切にできる子
 - ・「ありがとう」の気持ちを大切にできる子
 - ・自分で考え、自分で行動できる子
- (3) 当園の保育の内容に関する全体計画

保育所保育指針に基づき各月齢の発達を考慮した年間保育計画に沿った保育の提供

- (4) デイリープログラム（一日の流れ）

【0, 1, 2 歳児】

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7：30～	開園 順次登園（保育標準時間開始） 検温・視診	7：30～	順次登園
8：30～	（保育短時間開始）		以下平日の保育に倣う
9：30～	各クラスに移動		
	散歩・日光浴・室内遊び等		異年齢保育
	離乳食・授乳（0 歳児）		
10：50～	順次給食（1, 2 歳児）		
11：00～	食事の済んだ子から午睡		
	目覚め 順次検温		
14:30	おやつ・授乳（0 歳児）		
15:00	室内あそび		
16:30	（保育短時間終了）		

	必要に応じて睡眠（0 歳児）		
18:30	0, 1, 2歳児合同保育 （保育標準時間終了）		
	延長保育開始		
19:30	合同保育		
	閉園		

【3, 4, 5 歳児】

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7 : 30～	開園 順次登園（保育標準時間開始） 検温・視診	7 : 30～	順次登園 以下平日の保育に倣う
8 : 30～	（保育短時間開始）		
9 : 30～	各クラスに移動 戸外遊び		異年齢保育
10 : 00～	クラス活動		
11 : 30～	3歳児より給食 4, 5歳児順次給食開始		
13 : 00～	3歳児午睡 4, 5歳児室内での活動		
14:00	目覚め（3 歳児）		
14:30	おやつ 室内あそび		
16:30	（保育短時間終了） 3, 4, 5歳児合同保育		
18:30	（保育標準時間終了） 延長保育開始		
	合同保育		
19:30	閉園		

（５） 年間行事計画

月	行 事
4 月	・ 入園式
5 月	・ 歯科検診
6 月	・ 内科健診
7 月	・ セタまつり ・ 保育参観
8 月	・ 水遊び・保護者懇談会

9月	・ お月見会
10月	・ 運動会
11月	・ 内科健診
12月	・ クリスマス会
1月	・ お正月あそび
2月	・ 節分
3月	・ ひなまつり会 ・ 卒園式 ・ 遠足

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(6) 給食の提供

自園調理を行います。子どもにあった食事の提供を行い、アレルギー対策については主治医との連携を大切にし保護者、主治医、園3者協力のもと適切に対処を行います。保育従事者が見える形で対策を実施し、安全な食の提供を行います。

(7) その他の事業の実施状況

・ 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・ 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

・ 短時間延長保育 7:30～8:29、16:31～18:30 ※利用料金は階層による

・ 延長保育 18:31～19:30 ※利用料金は階層による

(延長保育においては、おやつ代として別途50円徴収させていただきます。)

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用

・ 便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる

物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

(4) 排せつ時の着替えに関する対応について

・ 排せつの失敗等により個人の着替えがない場合、園にて新品の下着を貸し出すことがあります。貸出後は、同等の新品の下着をご購入のうえ、園へご返却くださいますようお願いいたします。

区 分	項 目	負 担 額
	給食主食費（2号）	月額 1,000円
	給食副食費（2号）	月額 4,500円

便宜に要する費用	行事への参加費用	都度ご案内
	延長保育	利用料金は階層別 おやつ代 1回50円
	入園準備費（乳児）	200円～2,000円
	入園準備費（幼児）	200円～4,000円
	卒園アルバム代（年長児）	9,000円
	運営協力費（安全管理費・システム費・ペーパータオル/ 口拭き/おしり拭き代）月額300円	0円

第 1 1 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- （１）園児が小学校へ就学したとき
- （２）園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- （３）その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 緊急時等の対応方法

（１）医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・
嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	FamilyClinicみわた小児科
医師名	三輪田 博介
所在地	名古屋市西区域西2丁目11-3
電話番号	052-531-3759
医療機関の名称	伊藤歯科医院
医師名	伊藤 利樹
所在地	名古屋市西区花の木3丁目15-7
電話番号	052-531-2186

（２）災害共済給付制度への加入

当園では、傷害保険、施設賠償責任保険に加入しています。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 賠償責任保険 1,000,000千円

第 1 3 非常災害対策

暴風警報発令時	午前6：00までに解除：通常保育 午前6：01～午後3：00に解除：解除されてから 2時間後より登園 午前9：00までに解除：給食あり 午前9：01以降解除：昼食をご自宅にて済ませ、解除 されてから2時間後より登園 ※保育時間中に発令の場合速やかにお迎えをお願いします。
---------	---

警戒レベル3 高齢者等避難発令時 警戒レベル4 避難指示発令時 特別警報発令時 南海トラフ地震に関連する 情報（臨時）	午前6：00までに解除：通常保育 午前6：01～午後3：00に解除：解除されてから 2時間後より登園 午前9：00までに解除：給食あり 午前9：01以降解除：昼食をご自宅にて済ませ、解除 されてから2時間後より登園 ※保育時間中においては引取りが完了するまで保育を 実施。必要に応じて、園児と避難所へ避難を行う ※適用地域内の保育園児は、解除されるまで自宅待機と なります。 ※登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させま すので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきて ください。
避難訓練	火災：6回／年（地震からの火災想定1回含む） 地震：7回／年 消火：12回 不審者対応：2回／年（火災、地震とは別に実施）
非常災害用備蓄	・飲料水10×20本 ・食料 60名分×3食分
避難場所	①新屋敷公園 ②押切公園 ※被害が大きくなり危険と感じた場合は③城西コ ミュニティセンターに異動する場合もある。

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、利用乳幼児の安全を確保するため、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしています。

万が一事故発生の場合、最低限の応急処置を行い、事故記録簿もつけていきます。

また災害、事故等が発生の場合は速やかな避難を行うことができるよう、避難訓練を実施し、安全に留意した保育所運営を行います。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者	加藤 義人
	苦情受付担当者	小椋 和保
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電 話 052-910-7976 F A X 052-910-7977 <受付> 9：00 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00 （土・日・祝・年末年始を除く）	

※記載事項に変更があった場合は、登降園管理アプリにて変更点を通知いたします。

※この重要事項説明書の内容は、 2025年6月4日 現在の情報です。